

## 独立行政法人自動車事故対策機構の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与及び民間企業の役員報酬等の水準を考慮しつつ、国土交通省の独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案することとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

特になし

理事

特になし

監事

特になし

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,320	千円 10,896	千円 4,463	千円 1,961 (特別地域手当)		3月31日	*
A理事	千円 14,366	千円 9,000	千円 3,686	千円 1,620 (特別地域手当) 60 (通勤手当)			◇
B理事	千円 14,468	千円 9,000	千円 3,686	千円 1,620 (特別地域手当) 162 (通勤手当)		3月31日	◇
C理事	千円 13,337	千円 9,000	千円 2,462	千円 1,620 (特別地域手当) 255 (通勤手当)	4月1日		
A監事	千円 13,209	千円 8,148	千円 3,337	千円 1,467 (特別地域手当) 257 (通勤手当)			
B監事	千円 13,369	千円 8,148	千円 3,337	千円 1,467 (特別地域手当) 417 (通勤手当)			

注1:「特別地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長	9,080	6	8	H24.3.31	1.0(暫定)	業績勘案率は平成24年度に最終決定	*
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

自動車事故対策機構就業規則に基づき職員給与規程を定めている。また、第2期中期目標として、①「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末までに平成17年度における額の5%以上を基本とする削減を着実に実施するとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める②さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)における国家公務員の人件費改革を平成23年度まで継続する方針に基づき、総人件費の抑制・管理に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条を遵守しつつ、社会一般的な情勢に適合させるために官民給与の正確な比較を行っている国家公務員の人事院勧告に準拠して職員の給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の能力・実績をより適正に評価する仕組みを構築、昇給・昇格及び勤勉手当の支給に際して、職員の勤務成績等を考慮することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	・勤務成績等に応じて支給 (6・12月期:64.5/100~175/100)
俸給	・一定の期間を勤務した場合に職員の勤務成績に応じた昇給区分で昇給 ・勤務成績が良好な職員のうち昇格基準に達した者の昇格

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

〔人事院勧告に基づく国家公務員の給与法等改正に準じて、賞与の支給率の改正を実施し〕

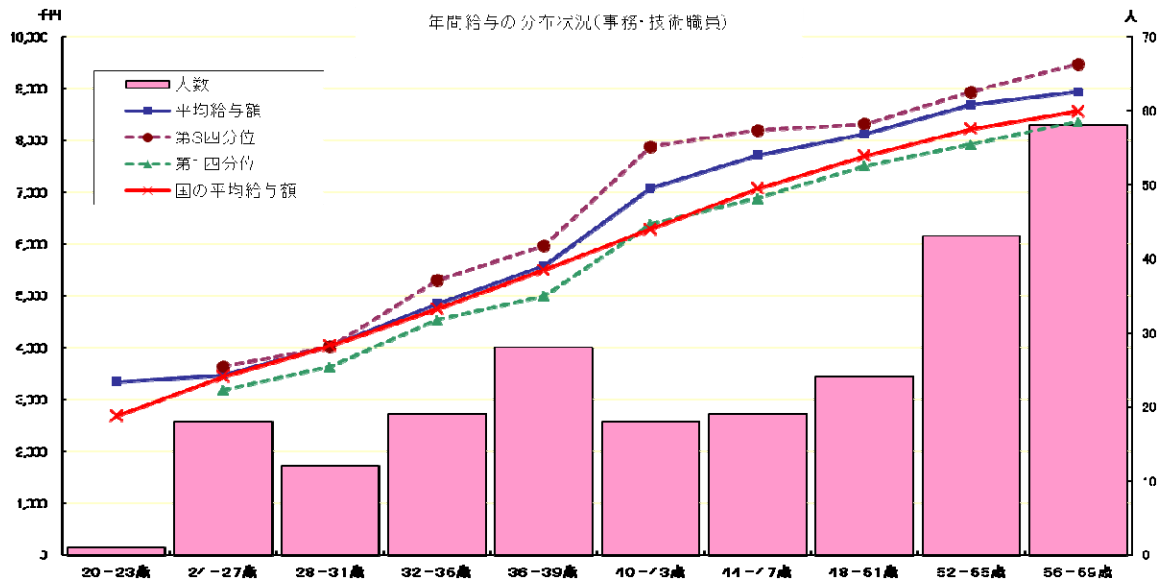
### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 240	歳 46.1	千円 7,337	千円 5,538	千円 160	千円 1,799
事務・技術	人 240	歳 46.1	千円 7,337	千円 5,538	千円 160	千円 1,799
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:20-23歳の該当者は、2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1・第3分位を示す点は表示しない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
本部マネージャー	9	55.5	9,895	10,237
本部スタッフ	4	28.8	—	—

注1)「本部マネージャー」は本部課長相当職、「本部スタッフ」は本部係員相当職である。

注2)本部スタッフの該当者は4人以下であるため、第1・第3分位の項目について記載しない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		スタッフ	スタッフ	チーフ	チーフ	アシスタントマネージャー	アシスタントマネージャー	マネージャー	部長	部長
人員(割合)	240	2 (0.8%)	29 (12.1%)	32 (13.3%)	23 (9.6%)	53 (22.1%)	55 (22.9%)	37 (15.4%)	5 (2.1%)	4 (1.7%)
年齢(最高～最低)			41～24	39～28	49～34	59～40	59～48	59～47	59～44	57～52
所定内給与年額(最高～最低)			千円 3,514～ 2,179	千円 4,743～ 2,841	千円 5,338～ 3,656	千円 7,367～ 4,458	千円 7,759～ 5,354	千円 7,673～ 5,747	千円 7,988～ 6,524	千円 9,254～ 8,363
年間給与額(最高～最低)			千円 4,548～ 2,878	千円 6,156～ 3,863	千円 7,096～ 4,938	千円 9,510～ 6,038	千円 10,081～ 7,257	千円 10,423～ 7,512	千円 11,002～ 8,953	千円 13,050～ 11,522

注1)1級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

注2)9級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 65.9	% 64.5
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 37.0	% 34.1	% 35.5
		%	%	%
	最高～最低	50.6～31.5	47.2～29.7	48.4～30.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 66.7	% 65.7
	査定支給分 (勤勉相当)(平均)	% 35.5	% 33.3	% 34.3
		%	%	%
	最高～最低	44.0～31.8	41.2～29.4	41.6～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

105.1

対他法人(事務・技術職員)

99.0

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに使い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容								
指数の状況	対国家公務員 105.1								
	<table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案</td> <td>105.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案</td> <td>103.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案</td> <td>104.3</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	105.3		学歴勘案	103.4		地域・学歴勘案
参考	地域勘案	105.3							
	学歴勘案	103.4							
	地域・学歴勘案	104.3							
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>1. 業務の実施に当たっては、全国同一水準の機会を確実に提供し、サービス受給者との時間的・距離的な隔たりを小さくすることが必要との理念のもと、全国に50支所(うち9主管支所)を設置しており、各支所に総括的な管理職員を配置している。  <b>【管理職割合】</b> (機構)42.1% (国家公務員)15.4%                      平成23年度対国指数対象職員 240人(A)                      うち管理職員数 101人(B)                      (B)/(A)=0.4208</p> <p>2. 職員採用に当たっては、業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とすることから、大学卒業者の割合が高いこと。  <b>【大卒者割合】</b> (機構)68.3% (国家公務員)52.6%                      平成23年度対国指数対象職員 240人(A)                      うち大卒者 164人(B)                      (B)/(A)=0.6833</p> <p>3. 利用者(自動車運送事業者)が都市部に集中していることから、業務遂行上、地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員の割合が高いこと。  <b>【地域手当支給対象者割合】</b> (機構)76.7% (国家公務員)72.4%                      平成23年度対国指数対象職員 240人(A)                      うち地域手当支給者 184人(B)                      (B)/(A)=0.7666</p> <p>(注)国家公務員における数値は、人事院が公表している「平成23年国家公務員給与等実態調査」中、行政職俸給表(一)適用職員(管理職割合については6級以上)に係るデータに基づいたものである。</p> <p><b>【主務大臣の検証結果】</b>                      国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。</p>								
給与水準の適切性の検証	<p><b>【国からの財政支出について】</b>                      支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 76.1%                      ( 国からの財政支出額 10,734百万円                      支出予算の総額 14,096百万円(平成23年度予算) )</p> <p><b>【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合】</b>                      18.8%                      ( 給与、報酬等支給総額 2,531百万円                      支出総額 13,487百万円(平成23年度決算) )</p> <p><b>【検証結果】</b>                      下記のとおり給与水準の適正化について引き続き措置を講じていきます。</p>								
	<p><b>【累積欠損額について】</b>                      累積欠損額 0円(平成22年度決算)</p>								
	<p>これまでに講じた具体的な改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度初より、全職員の俸給について約5%の引き下げを実施した。</li> <li>管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成23年度までに平成18年度比で約16%に相当する管理職(194人中31人)の削減を実施した。</li> <li>国家公務員の給与改正等を踏まえ、勤勉手当等の見直しを実施した。</li> </ul> <p>今後講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。</li> <li>国との人事交流の機会において手当支給の必要のない人選の配慮を求める。</li> </ul> <p><b>【平成28年度に見込まれる対国家公務員指数】</b>                      対国家公務員指数 100.0                      年齢・地域・学歴勘案 100.0</p>								
講ずる措置									

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年 度)	前年度 (平成22年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成19年度)からの増 △減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,531,422	2,543,351	△ 11,929 (△0.5%)	△ 281,769 (△10.0%)
退職手当支給額 (B)	162,448	245,126	△ 82,678 (△33.7%)	△ 97,429 (△37.5%)
非常勤役職員等給与 (C)	332,534	318,945	13,589 (4.3%)	42,456 (14.6%)
福利厚生費 (D)	396,237	384,626	11,611 (3.0%)	△ 44,054 (△10.0%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,422,641	3,492,048	△ 69,407 (△2.0%)	△ 380,796 (△10.0%)

#### 総人件費について参考となる事項

##### 1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減理由

###### i) 給与、報酬等支給総額の対前年度比 △0.5%

国家公務員の給与改正を踏まえた給与の見直し等による。

###### ii) 最広義人件費の対前年度比 △2.0%

給与、報酬等支給総額が対前年度比△0.5%であるが、退職手当支給額について平成23年度中の退職者が少なかったことにより、対前年度比△33.7%となったことを受け、最広義人件費全体としては2.0%の減少となった。

##### 2. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革に関する法律」(平成18年法律第47号)及び行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

###### i) 中期目標

人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末までに平成17年度における額の5%以上を基本とする削減を着実に実施するとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

###### ii) 中期計画

人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行う。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

###### iii) 上記 ii) の進捗状況

平成23年度の削減率 -13.0%

- ・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額 2,909,116千円
- ・当年度(平成23年度)の給与、報酬等支給総額 2,531,422千円
- ・当年度までの人件費削減率(2,531,422-2,909,116)÷2,909,116×100=-13.0
- ・当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)
  - 平成18年度 ((2,878,457-2,909,116)÷2,909,116×100)-0.0=-1.1
  - 平成19年度 ((2,813,191-2,909,116)÷2,909,116×100)-(0.0+0.7)=-4.0
  - 平成20年度 ((2,749,250-2,909,116)÷2,909,116×100)-(0.0+0.7+0.0)=-6.2
  - 平成21年度 ((2,549,106-2,909,116)÷2,909,116×100)-(0.0+0.7+0.0-2.4)=-10.7
  - 平成22年度 ((2,543,351-2,909,116)÷2,909,116×100)-(0.0+0.7+0.0-2.4-1.5)=-9.4
  - 平成23年度 ((2,531,422-2,909,116)÷2,909,116×100)-(0.0+0.7+0.0-2.4-1.5-0.23)=-9.6

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,909,116	2,878,457	2,813,191	2,749,250	2,549,106	2,543,351	2,531,422
人件費削減率 (%)		△1.1%	△3.3%	△5.5%	△12.4%	△12.6%	△13.0%
人件費削減率(補正 値)(%)		△1.1%	△4.0%	△6.2%	△10.7%	△9.4%	△9.6%

注)「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

【主務大臣の検証結果】

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。

IV 法人が必要と認める事項

【役員】

- ・平成24年4月から国家公務員に準じた率(俸給月額削減率9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。
- ・国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年4月に俸給月額を平均0.5%引き下げた(23年4月分から24年3月分については平成24年6月の期末手当で調整)。

【職員】

- ・平成24年4月から職務の級や手当の内容に応じて、国家公務員に準じた率(俸給月額削減率4.77%~9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。
- ・国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年4月に俸給月額を平均0.23%引き下げた(23年4月分から24年3月分については平成24年6月の期末手当で調整)。